

令和7年度国土交通省調達改善計画

令和7年3月27日

令和7年度国土交通省調達改善計画

1. 本計画の目的

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、政府においては、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするを基本的な理念とし、調達改善の取組を進めているところである。

本計画は、「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年4月5日行政改革推進本部決定)及び「調達改善の取組の強化について(調達改善の取組指針の策定)」(平成 27 年1月 26 日行政改革推進会議)に基づき、調達改善の取組内容や目標を定めたものであり、これに基づく調達改善の取組を推進することで、行政コスト(事務負担)にも留意しつつ、当省の調達の競争性のより一層の確保、経済性の向上を図り、調達コストの縮減や調達対象の品質確保に資することを目的とするものである。

2. 国土交通省の調達の現状

(1) 国土交通省の調達実績

令和5年度における国土交通省の調達件数は約 4.1 万件、調達金額は約 3.3 兆円。

表1. 令和5年度 国土交通省における調達の契約種別実績

(単位: 件、億円)

契約種別		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	30,386	73.7%	26,274	79.1%
	最低価格落札方式	14,018	46.1%※	3,023	11.5%※
	総合評価落札方式	16,368	53.9%※	23,251	88.5%※
	企画競争による随意契約	4,569	11.1%	1,907	5.7%
	公募による随意契約	989	2.4%	1,481	4.5%
	不落・不調による随意契約	137	0.3%	114	0.3%
	小 計	36,081	87.5%	29,777	89.6%
競争性のない随意契約		5,164	12.5%	3,443	10.4%
合 計		41,245	100.0%	33,220	100.0%

※競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。

(注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

(注2)契約種別は、契約に至った種別にて整理。

(注3)合計欄及び小計欄は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(2) 契約種別ごとの応札状況

令和5年度について、契約種別ごとに件数ベースで見ると、競争契約では約4割、企画競争による

随意契約では約7割が一者応札となっている。

表2. 令和5年度 国土交通省における調達の応札状況

(単位: 件、億円)

契約種別		1者		2者以上		合 計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)		7,231	1,822	6,787	1,200	14,018	3,023
	割 合	51.6%	60.3%	48.4%	39.7%	100.0%	100.0%
競争契約 (総合評価落札方式)		4,269	5,183	12,099	18,068	16,368	23,251
	割 合	26.1%	22.3%	73.9%	77.7%	100.0%	100.0%
企画競争による随意契約		3,099	1,315	1,470	593	4,569	1,907
	割 合	67.8%	68.9%	32.2%	31.1%	100.0%	100.0%
公募による随意契約		979	1,481	－	－	979	1,481
	割 合	100.0%	100.0%	－	－	100.0%	100.0%

(注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

(注2)契約種別は、契約に至った種別にて整理。公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続(競争契約又は企画競争による随意契約)により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における応札(応募)者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札(応募)者数により整理する。

(注3)応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

(注4)合計欄は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(注5)「公募による随意契約」欄には、試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで公募を行うものや、タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているものについては原則除外している。

(3)調達経費の内訳

令和5年度における調達経費の内訳を見ると、公共工事等が大宗を占める(件数の約 54%、金額の約 79%)。

表3. 令和5年度 国土交通省における調達経費の内訳

(単位: 件、億円)

調達経費		本 省		地方支分部局等		合 計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公 共	公共工事(A)	33	87	8,835	20,750	8,868	20,836
	割合(A/J)	1.6%	7.7%	22.5%	64.7%	21.5%	62.7%

工 事 等	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	74	15	13,211	5,538	13,285	5,553
	割合(B/J)	3.6%	1.3%	33.7%	17.3%	32.2%	16.7%
	小計	107	102	22,046	26,288	22,153	26,389
物 品 役 務 等	情報システム(C)	254	411	377	222	631	633
	割合(C/J)	12.4%	36.5%	1.0%	0.7%	1.5%	1.9%
	電力(D)	6	5	818	230	824	236
	割合(D/J)	0.3%	0.5%	2.1%	0.7%	2.0%	0.7%
	ガス(E)	1	0	77	5	78	5
	割合(E/J)	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%
	調査研究(F)	301	194	225	127	526	321
	割合(F/J)	14.7%	17.2%	0.6%	0.4%	1.3%	1.0%
	競争的資金による研究(G)	0	0	6	1	6	1
	割合(G/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他物品購入(H)	179	61	3,821	1,889	4,000	1,950
	割合(H/J)	8.8%	5.4%	9.7%	5.9%	9.7%	5.9%
	その他役務業務(I)	1,197	355	11,830	3,330	13,027	3,685
	割合(I/J)	58.5%	31.5%	30.2%	10.4%	31.6%	11.1%
	小計	1,938	1,027	17,154	5,804	19,092	6,831
合 計(J)		2,045	1,128	39,200	32,092	41,245	33,220
(参考)本省・地方支部部局等の割合		5.0%	3.4%	95.0%	96.6%		

(注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

(注2)合計欄及び小計欄は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(注3)「情報システム」は、システムに係る開発、改修及び維持管理(賃貸借、運用及び保守含む)等に係る調達を指す。

(注4)「調査研究」は、「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係る調達を指す。

(注5)「競争的資金による研究」は、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究に係る調達を指す。

(4)競争契約における調達経費の内訳

表3における物品役務等の契約件数が占める割合と比較して、競争契約の件数は、物品役務等

の占める割合が小さい(表3における物品役務等の件数割合は約 46%、表4における物品役務等の件数割合は約 40%)。

表4. 令和5年度 国土交通省における競争契約における調達経費の内訳

(単位:件、億円)

調達経費		本 省		地方支分部局等		合 計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公 共 工 事 等	公共工事(A)	20	26	8,556	18,563	8,576	18,589
	割合(A/J)	1.9%	3.7%	29.2%	72.6%	28.2%	70.8%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	59	11	9,666	4,051	9,725	4,062
	割合(B/J)	5.5%	1.6%	33.0%	15.8%	32.0%	15.5%
	小計	79	37	18,222	22,614	18,301	22,651
物 品 役 務 等	情報システム(C)	199	388	209	158	408	546
	割合(C/J)	18.4%	55.8%	0.7%	0.6%	1.3%	2.1%
	電力(D)	1	1	173	42	174	43
	割合(D/J)	0.1%	0.1%	0.6%	0.2%	0.6%	0.2%
	ガス(E)	1	0	15	0	16	0
	割合(E/J)	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
	調査研究(F)	54	64	42	8	96	72
	割合(F/J)	5.0%	9.2%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%
	競争的資金による研究(G)	0	0	0	0	0	0
	割合(G/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他物品購入(H)	166	56	3,520	954	3,686	1,010
	割合(H/J)	15.4%	8.0%	12.0%	3.7%	12.1%	3.8%
	その他役務業務(I)	579	149	7,126	1,802	7,705	1,951
	割合(I/J)	53.7%	21.5%	24.3%	7.0%	25.4%	7.4%
	小計	1,000	659	11,085	2,964	12,085	3,623
合 計(J)		1,079	696	29,307	25,578	30,386	26,274
(参考)本省・地方支分部局等の割合		3.6%	2.6%	96.4%	97.4%		

(注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

(注2) 合計欄及び小計欄は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(注3) 「情報システム」は、システムに係る開発、改修及び維持管理(賃貸借、運用及び保守含む)等に係る調達を指す。

(注4) 「調査研究」は、「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係る調達を指す。

(注5) 「競争的資金による研究」は、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究に係る調達を指す。

(5) 競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

表3における物品役務等の契約件数が占める割合と比較して、一者応札の契約件数は、物品役務等の占める割合が大きい(表3における物品役務等の件数割合は約 46%、表5における物品役務等の件数割合は約 62%)。

表5. 令和5年度 国土交通省における競争契約による一者応札に係る調達経費の内訳

(単位: 件、億円)

調達経費		本 省		地方支分部局等		合 計	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事(A)	10	21	1,816	2,729	1,826	2,749
	割合(A/J)	1.5%	3.7%	16.8%	42.3%	15.9%	39.2%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	32	7	2,499	1,706	2,531	1,713
	割合(B/J)	4.7%	1.2%	23.1%	26.4%	22.0%	24.5%
	小計	42	27	4,315	4,435	4,357	4,462
物品役務等	情報システム(C)	153	304	165	140	318	444
	割合(C/J)	22.6%	55.2%	1.5%	2.2%	2.8%	6.3%
	電力(D)	0	0	118	28	118	28
	割合(D/J)	0.0%	0.0%	1.1%	0.4%	1.0%	0.4%
	ガス(E)	1	0	10	0	11	0
	割合(E/J)	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
	調査研究(F)	36	62	29	6	65	68
	割合(F/J)	5.3%	11.2%	0.3%	0.1%	0.6%	1.0%
	競争的資金による研究(G)	0	0	0	0	0	0
	割合(G/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他物品購入(H)	102	50	1,830	546	1,932	596
	割合(H/J)	15.1%	9.1%	16.9%	8.5%	16.8%	8.5%

	その他役務業務(I)	343	108	4,356	1,300	4,699	1,407
	割合 (I/J)	50.7%	19.5%	40.2%	20.1%	40.9%	20.1%
	小計	635	524	6,508	2,019	7,143	2,543
合 計(J)		677	551	10,823	6,454	11,500	7,005
(参考)本省・地方支部部局等の割合		5.9%	7.9%	94.1%	92.1%		

(注1)「公共調達の適正化について(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

(注2)合計欄及び小計欄は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(注3)「情報システム」は、システムに係る開発、改修及び維持管理(賃貸借、運用及び保守含む)等に係る調達を指す。

(注4)「調査研究」は、「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、「統計調査」(統計情報の収集整理等)、「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係る調達を指す。

(注5)「競争的資金による研究」は、資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家による評価に基づいて実施すべき課題を採択して、研究者等に配分する研究開発資金による研究に係る調達を指す。

(5)工事の実施状況

工事の調達では、透明性・公正な競争を確保する観点から一般競争入札による調達を行っている一方で、低価格入札の増加に伴う公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となる中、平成 17 年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行を踏まえ、品質確保を促進するために総合評価落札方式の適用を拡大してきた。現在では、大半の工事で、一般競争入札・総合評価落札方式を適用している。

令和5年度については、約7割が一般競争入札となっており、その大半が総合評価落札方式で行われている。

表6. 令和5年度 国土交通省における工事の契約件数及び金額

(単位: 件、億円)

契約種別		工事全体				うち総合評価			
		契約件数		契約金額		契約件数		契約金額	
			合計に占める割合		合計に占める割合		工事全体に占める割合		工事全体に占める割合
競争契約	一般競争	8,396	67.6%	16,840	87.0%	7,946	97.6%	16,771	98.1%
	指名競争	202	1.6%	341	1.8%	196	2.4%	332	1.9%
	小 計	8,598	69.2%	17,181	88.7%	8,142	100.0%	17,103	100.0%
随意契約		3,826	30.8%	2,181	11.3%				
合 計		12,424	100.0%	19,363	100.0%				

(注1)「国土交通省直轄工事等契約関係資料(令和6年度版)」(金額は当初契約金額)を基に作成。

(注2)PFI事業を除く。

(注3)合計欄及び小計欄は、端数処理のため、積み上げた額と合致しない場合がある。

(6)競争性のない随意契約の状況

令和4年度から5年度にかけて競争性のない随意契約の全契約に占める件数・金額の割合が微増しているのは、能登半島地震からの復旧のための緊急随意契約が主な要因である。

表7. 競争性のない随意契約の推移

(単位: 件、億円)

年 度	競争性のない随意契約				契約全体	
	契約件数		契約金額		契約件数	契約金額
		割 合		割 合		
令和元年度	5,290	11.7%	2,067	6.2%	45,236	33,571
令和2年度	5,185	11.4%	3,478	8.7%	45,433	40,000
令和3年度	5,196	11.2%	2,322	6.9%	43,474	33,560
令和4年度	4,339	10.7%	2,049	5.7%	40,734	35,916
令和5年度	5,164	12.5%	3,443	10.4%	41,245	33,220

(注)「公共調達適正化について(平成18年8月25日財務大臣通知)」に基づき、国土交通省が財務省に提出しているデータ(少額随契は除く)を基に作成。

3. 調達改善計画の推進体制等

(1) 調達改善推進チーム

本計画の推進・自己評価等を行うため、調達改善推進チームを設置する。調達改善推進チームは、統括責任者、副統括責任者及びメンバーをもって組織することとし、統括責任者は大臣官房長とするほか、構成員は以下のとおりとする。

統括責任者 : 大臣官房長

副統括責任者: 大臣官房会計課長、大臣官房参事官(会計担当)及び大臣官房技術調査課長

メンバー : 副統括責任者がその所属職員の中から指名する者

調達改善推進チームは、発注関係部局との連携の下、調達改善計画の策定及び進捗把握・管理を行うとともに、実施状況の把握等を通じて、必要な場合には、調達改善計画の改定を行い公表するものとする。

(2) 外部有識者の関与

調達改善推進チームは、調達改善計画の策定並びに上半期終了後及び年度終了後の自己評価の結果について、外部有識者から意見を求めるものとする。

また、公正入札調査会議等を活用し、調達改善計画の取組状況について外部有識者から意見を求める。

(3) 内部監査の活用

随意契約の見直し及び一者応札の解消への取組状況等の確認を重点監査項目として位置付け、内部監査を実施する。

4. 自己評価の実施方法

実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等については、上半期(4月～9月)終了後及び年度終了後に本計画の実施状況等について自己評価を行い、その結果をホームページにより公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させるものとする。

令和7年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		工事における総合評価の改善	・外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、多様な総合評価落札方式の見直し及び改善に努める。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	・総合評価落札方式の各種試行について、PDCAサイクルによる効果検証・見直し等をルール化し、試行の実施目的に沿った取り組みになるよう改善を行っていく。	R7年度中(随時)
○		工事における受発注者の事務負担軽減	・技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。 ・外部有識者を交えた懇談会等の場において、建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントの在り方の検討を行う。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	・段階的選抜方式、一括審査方式の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図る。 ・建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントについて、有識者を交えた懇談会において議論を行っているところ。データマネジメントの観点から、受発注者双方の事務手続きの簡素化方策を検討する。	R7年度中(随時)
○		調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)	・本省及び地方支分部局において、参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底する。 ・調達内容に応じて、それぞれ、以下の取組の強化に努める。 * 物品等の調達:特殊な車両や重油の購入など、その特殊性から取扱業者数が少ない物品等の調達については、参入可能者の把握に努めるとともに、取扱業者が他にいない場合など競争環境の改善が見込めない案件については、適正な契約方式への移行も検討する。 * システム関係:専門的な業務内容に関するシステムの運用・保守については、既設システムの環境・構成を可能な限り公開し、より詳細な業務内容を示すことで広く入札参加を促す。 * 施設・設備等の維持管理:業者が作業員の確保などの履行体制を十分整えられる準備期間の確保や、地域外からの新規参入促進を図るための仕様書の明確化及び参考資料の情報提供を行う。 * 調査等の役務:ホームページ等に事前の発注の見通しを公表することや、過年度の調査報告書を公開することなど、調達情報の周知を徹底し、参入可能性のある業者の裾野を広げる。 ・入札不調となった案件の原因分析を行ったうえで、資格要件や発注単位の見直しなどの対策を講じる。 ・結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、本省内及び地方各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、本省ホームページに公表する。 ・特に複数年一者応札が続いている案件については、業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努める。 ・上記の取組の結果、改善が図られた案件について、本省にて事例を取りまとめ、ノウハウ等の共有を図る。 ・各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となったものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。		A	-	・事前・事後検証の徹底、改善事例の共有等を行い、発注者側の取組により改善が見込めるものの競争性の向上を目指す。	R7年度中(随時)
	○	調達事務のデジタル化	本省及び地方支分部局において、以下の取組を推進する。 * 入札説明会をオンラインで開催する。 * 押印省略が可能な場合、見積書・請書等の徴取を電子メールで行う。 * 工事・コンサル業務については、電子入札システムで電子入札、電子契約システムで電子契約を行っており、デジタル化が進められている。物品・役務については、電子調達システム(GEPS)で電子入札及び電子契約を行っており、電子入札はデジタル化が進んでおり、電子契約も導入が進んできているが、更なる電子契約数と割合の増加が必要である。更なる利用促進を図るためホームページ等で電子調達システムの啓発を図る他、紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に落札事業者へ声掛けを行うとともに、入札公告や入札説明書等に電子契約対象案件であることを明記するなど運用拡大に引き続き努める。 * やむを得ない場合を除き、原則電子契約とする。		B	-	地方支分部局等も含めて省全体で調達事務のデジタル化を進める。(前年度の電子契約率を上回ることを目指す。)	R7年度中(随時)
○		電力調達の改善	・平成28年度から、順次、一般競争入札へ移行しているところであり、検討中の案件について、共同調達・一括調達の導入の検討や市場の状況を踏まえつつ、更なる移行を引き続き推進する。 ・一般競争入札を行う際に、再生可能エネルギー電力の調達や旧供給電力事業者が異なる地域の事務所・施設等をとりまとめて調達する等の電力コストの更なる削減を、部局における調達状況を踏まえ、可能な限り推進することに努める。 ・再生可能エネルギー電力の調達においては、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和7年2月18日閣議決定)」における、2030年までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることとの記載を踏まえ、一般競争入札等は再生可能エネルギー比率60%以上を初度の要件として行う。 ・一般競争入札の導入状況・ノウハウ等をとりまとめ、本省・地方支分部局との間で内容の共有を図ることにより、地理的要因で参入業者がいないことが明らかな場合等を除き、原則一般競争入札を実施するよう促す。		B	H28年度	・引き続き随意契約となった全案件についての一般競争入札への移行可否の検討により、一般競争入札案件の増加と競争性の向上を目指す。 ・再生可能エネルギー電力調達の推進に取り組み、2030年までに国土交通省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。	R7年度中(随時) R12年度まで

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。
電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)
・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+:効果的な取組
A :発展的な取組
B :標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
○共同調達・一括調達の推進 ・引き続き、本省及び全地方支分部局等において、共同調達及び一括調達を推進する。 ・部局単位の取組に加え、地方支分部局等や本省と地方支分部局等との間で一括して発注した方が合理的な業務についても、一括調達を実施するなど、状況に応じて拡大に向けた検討を行う。	継続
○随意契約の見直し ・引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果を本省ホームページにおいて公表する。 ・競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようにする。	継続
○少額な契約への対応 会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を拡大させる。令和7年度から運用予定のデジタルマーケットプレイスについて、各省庁の導入状況を注視しつつ当省においても導入を検討していく。	継続
○クレジットカード決済の活用 「会計業務の効率化に向けた改善計画（平成28年7月決定）」に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検討する。	継続
○内部監査の実施 引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局に周知し、取組の改善を促進する。	継続
○その他 ・人事評価における適切な評価（コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価） ・調達改善に係る研修の実施（会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ）	継続